

めざします、企業の繁栄と社会への貢献

**公益社団法人 栃木法人会**

Jan 2015  
No. **81**

# 迎春

2015

とちぎ法人会だより

◆発行所 公益社団法人 栃木法人会  
◆発行人 会長 白澤正弘  
◆編集 広報委員長 針谷寅夫

〒328-0053 栃木市片柳町2-1-46(栃木商工会議所会館4F)  
TEL (0282)24-3500 FAX (0282)24-3288

## CONTENTS

新年のご挨拶 栃木法人会 白澤会長 …②	各地区会活動 ……⑦
新年のご挨拶 松澤栃木税務署長 ……③	税務署からのお知らせ ……⑩
平成26年度納税表彰式 ……④	新会員のご紹介 ……⑫
セミナーの報告とお知らせ …⑤	税理士会コーナー ……⑬
女性部会・青年部会活動 …⑥	税に関する作文・標語 ……⑭
第31回法人会全国大会「とちぎ大会」	

表紙写真 / 渡良瀬遊水地初日の出(藤岡地区会提供)

# 新年の



公益社団法人栃木法人会  
会長 白澤 正弘

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人 栃木法人会3,800余名の会員の皆様には、ご家族と共に平成27年の新年を爽やかに迎えのとお慶び申し上げます。

また、昨年中は、法人会の事業運営に対しまして、役員・会員そして事務局の多くの皆様方に熱心に取組んで頂き、立派な社会貢献ができましたことに感謝申し上げます。

特に、法人会全国大会が栃木県で開催され、誰もが初めてのことで大変心配もいたしましたが、成功裡に終えることができました。このことは、公益法人の制度改革で公益法人化に向け大変な苦労と努力の結果、認定を勝ち得たときと同じく、私達法人会が心をひとつにすればどんな困難でも乗り越えられると云う、何事にも代え難い無形の財産をもたらしてくれたと思います。

さて、期待したアベノミクスによる景気の好循環も、私達地方の中小企業には未だ恩恵が及んでおらず、円安の進行や昨年4月の消費増税の影響で業績の悪化が続いているのが現状です。

このような中での会員数・福利厚生制度加入者

数の減少、それらによる財源の縮小は、今後の法人会運営に支障を来す大きな問題です。また、公益法人という制度についても、ようやく理解が浸透してまいりましたので、これからは中身のある充実した社会貢献活動を行わなければなりません。

これらの将来に向けての課題についても、法人会が心をひとつにすればどんな難局でも乗り越えられると云うことは実証されているのですから、まずは「税を中心とした公益的活動を行い、地域社会・地域経済の発展を目指し、ひいては、このことが会員企業の業績向上に資する」という法人会活動の理念を実現しなければならないと思います。

つきましては、会員の皆様のより一層のご協力をお願い申し上げます。

終わりに、今年の干支「未」のように穏やかな一年であることをお祈りして、新年のご挨拶いたします。

## 新年あけまして おめでとうございます



藤岡地区会長

田村副会長

円安株高になっていますが末端には届かず安定した景気回復を望みます。



大平地区会長

石崎副会長

創立の原点に返り、組織の活性化と躍進の年にしましょう！



小山地区会長

金子副会長

景気回復に期待し、会員の為の法人会活動を更に一歩進めたい！



石橋地区会長

高山副会長

本年も会員増強と組織の強化に御理解と御協力をお願いします。



下野地区会長

江田副会長

アベノミクスの成長戦略もこれからが本番、頑張りましょう！！

# ご挨拶

栃木税務署長

松澤 栄 司



平成27年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人栃木法人会の会員の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、白澤会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般にわたり格別のご理解と多大なご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、正しい税知識の普及、納税道義の高揚、適正な申告納税体制の確立を図るため、各種研修会や講演会を計画的に開催しております。また、小学生、中学生を対象とした税の標語・絵はがきコンクールの実施、租税教室への講師派遣など、地域社会に貢献する活動を積極的に実施しております。

このような法人会の活動は、税務行政に携わる私どもといたしましては誠に心強い限りであり、役員並びに会員の皆様のご努力に深く敬意を表する次第であります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、消費税法の改正により昨年4月から実施された消費税

率8%への引上げや、社会保障・税番号制度の導入により国税庁が法人番号の付番機関となり、その番号が税務手続きで利用されるなど、大きく変化しております。

私どもは、こうした環境の変化に対応するため引き続き、納税者利便性の向上を図り、様々な面で「質の高い税務行政」を進めると共に、適正・公平な課税及び徴収の実現に向け、与えられた使命をしっかりと果たすことにより、国民の皆様方の負託に応え、税務行政に対する理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

年が改まり、間もなく平成26年分の確定申告の時期を迎えます。会員の皆様方におかれましては、法人税等の申告のみならず、所得税・贈与税の申告につきましても、e-Taxをご利用いただきますとともに、納税についてもダイレクト納付をご利用いただきe-Taxの更なる利用促進並びに定着につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人栃木法人会の益々のご発展並びに会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



壬生地区会長

菅野副会長

地元の地域経済の成長と共に地域社会の貢献活動にチャレンジ。



野木地区会長

針谷副会長

“今が青春”をモットーとして一刻一刻を楽しく生きる。



西方地区会長

川上副会長

なぜめぐり逢うのかを何も知らない、いつめぐり逢うのかをいつも知らない、私達。



岩舟地区会長

小倉副会長

新たな発想とアイデアで時代の変化にチャレンジの年！



都賀地区会長

野原副会長

為替相場の安定を期待しています。お客様に喜んで頂けるモノ作りをします。



栃木地区会長

青木副会長

和敬清寂の心でこの一年を栃木法人会とともに歩んでいきます。

# 平成26年度 納税表彰式挙行

## 法人会長表彰：10名を表彰



栃木税務署長表彰



公益社団法人 栃木法人会会長表彰

11月13日(木)、納税表彰式協議会主催で納税表彰式が栃木商工会議所会館において挙行された。

表彰式は、先に租税教育推進校への関東信越国税局長、栃木税務署長感謝状の贈呈をはじめ、中学生の「税についての作文」や「税に関する高校生の作文」の入賞者への表彰授与並びに優秀作文の朗読が行われた。

### 関東信越国税局長賞

栃木県立栃木女子高等学校 井口優海

続いて、栃木税務署長表彰をはじめ栃木納税表彰式協議会構成員の税務8団体による会長表彰が行なわれた。

公益社団法人栃木法人会関係者で、栄えある表彰を受けられた方々は、次の皆様です。

### 国税庁長官表彰

会 長 白澤正弘

### 関東信越国税局長表彰

女性部会長 阿部浩子

### 栃木税務署長表彰

理 事 小田垣俊郎

理 事 日向野孝夫

### 公益社団法人栃木法人会会長表彰

理 事 若菜秀夫

理 事 毛塚安彦

理 事 小林雄一

小山地区会地区常任理事 佐瀬英夫

小山地区会地区理事 杉本 實

藤岡地区会地区監事 平間耕平

石橋地区会地区監事 上野秀雄


大平地区会地区理事 松本政則

野木地区会地区理事 小林静子

都賀地区会地区理事 榎間良一


(敬称略・順不同)

確定申告書は自宅で作成できます！



e-Tax  
でデータ送信！

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの



www.nta.go.jp

又は 書面で提出！

## 「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成ができます。

**作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、混雑した確定申告会場に行くことなく、郵送等で提出することができます**

**※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です。**

また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出ができます。

※e-Taxのご利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。）、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

# セミナーの報告とお知らせ

当法人会では、公益目的事業の拡大強化に取り組んでおります。その一環として9月から12月に税務セミナー、経営セミナーを3会場で開催、また、2月には経営セミナーを2回予定しております。

## 経営セミナー

ゆとり世代に対する効果的な育成ポイントやリーダーシップ発揮の5つのギア等、わかりやすい内容のセミナーでした。

と き／10月6日(木)

会 場／小山商工会議所会館

テーマ／「ゆとり世代の社員を  
育てる鉄則！」

～経営者、管理者の  
ための社員の心を  
ガッチリつかむ極意～

講 師／(有)紀藤コンサルタント

オフィス 代表 紀藤 星司 氏



## 税務セミナー

平成27年1月からの税制改正によって中小企業や一般家庭にも相続税が関係する制度に変わりました。大增税に備えるための役に立つセミナーでした。

と き／12月11日(木)

会 場／石橋商工会館

サンプラザ(栃木市)

テーマ／「相続税 大增税時代  
到来」～あなたに合う  
節税対策を！～

講 師／小嶋税理士事務所

代表 小嶋 公志 氏



## お知らせ

### 経営セミナー



日 時／2月4日(水) 午後2時

会 場／岩舟町商工会館

テーマ／「商売繁盛 9つの心理的テクニック」

講 師／酒井とし夫 氏

受講料／会員：無料 非会員：1,000円

定 員／40名

※お申込：電 話 0282(24)3500

F A X 0282(24)3288

### 青年部会経営セミナー



日 時／2月12日(木) 午後6時30分～8時

会 場／サンプラザ(栃木市)

テーマ／「あなたの会社が感動企業に生まれ変わる取り組み」

～お客様が押し寄せてきてリピーター化する仕組みをつくる！～

講 師／(株)イマージュン 代表取締役社長 藤井 正隆 氏

定 員／40名

ぜひ、ご参加下さい!!



## 第31回 法人会全国大会「とちぎ大会」

全国法人会総連合会主催（主管：栃木県連）による第31回法人会全国大会「とちぎ大会」が10月16日宇都宮市『栃木県総合文化センター』において、林信光国税庁長官をはじめ多くのご来賓をお招きし全国441単位会から2,200名の参加のもと開催された。

第1部は、TBSテレビ報道局解説・専門記者室長の杉尾秀哉による「日本の行方 ～政治と経済の現状分析と展望」と題して講演があった

第2部では、27年度税制改正提言の報告（詳細は当会HP参照）が行なわれ盛会に終了した。

## 女性部会

### 「税に関する絵はがきコンクール」活動展開中



女性部会では昨年に引き続き小学生を対象とした租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」活動を実施しております。

この活動は租税教室などを通じて「子ども達に税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、税に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

## 女性部会セミナーを開催



12月4日(木)午後1時20分から、サンプラザ(栃木市)において、女性部会セミナーを開催しました。

第1部は、「相続税・贈与税改正」と題し、関東信越国税局課税第一部機動課 大井賀津子課長から新しい相続税・贈与税について、わかりやすく詳細な講話を頂きました。



第2部は、浪速のカリスマ講師・人材育成アドバイザーのふくだ友子氏の講話で「プラス言葉が生み出す人生の好循環」と題して、講話を頂きました。ご自身の経験談を交え、自由自在に歩きまわりながらテンポのよい話で会場全体を盛り上げてくれました。



## 青年部会

### 全国青年の集い(秋田)

11月21日～22日の2日間、秋田市において第28回法人会全国青年の集い(秋田大会)が、「ユタカナ国へ あきた美ジョン」のスローガンのもと開催されました。

10年後の日本が「豊富な経験を持った高齢者が生き生きと暮らし、その知恵を引き継ぎ、我々青年世代がたくましく働き、子どもたちの可能性を最大限引き出せる国」となるために、私たちはどのような活動をすべきなのかが大きなテーマの大会になりました。

20日に租税教室プレゼンテーション、21日に部会長サミットと大会式典・記念講演が行われました。

記念大会では、読売新聞特別編集委員 橋本五郎氏による「リーダーはいかにあるべきか ～ユタカナ国・美しい心をつなぐために～」のテーマの講演をいただきました。



## 各地区会活動

(平成26年10月～12月)

### 栃木 事業継承セミナーを開催

栃木地区会では12月9日、「こうすればスムーズに会社を継げる!」と題し、優司法書士行政書士事務所高橋宏治氏を講師に招きセミナーを開催した。

何から始めたらいいのか、その行程は?と疑問だらけの事業承継対策について、ロードマップなどの基本的なアウトラインから、遺言や生前贈与、民事信託を活用した高度な事業承継など事例をもとに解説いただきました。



### 小山 経営者セミナー開催

去る11月14日(金)小山地区会ではNBCコンサルティング(株)紅本氏を講師に迎え、経営者を対象とした『「超・社長力」開眼』セミナーを実施しました。



また12月9日(火)には、経済講演会として「銀座のママに学ぶ経営力・人間力」と題し、白坂亜紀氏による講演会を実施、ユーモアと経験を交えたお話に、来場者は終始耳を

傾けていました。



### 藤岡 経営セミナー開催

藤岡地区会では9月11日に、(株)リベロ 團弘志 常務取締役を講師にお迎えして「本当に大丈夫ですか・・・? 事業承継と企業防衛」と題し、経営セミナーを開催しました。

労使間のトラブルの実態や、相続・事業承継の対策など、事例を交えながらお話いただきました。些細な事が大きな問題へ発展してしまう恐ろしさを実感し、また具体的な対応策を知ることができ、大変有意義な講習会となりました。



### 岩舟 酒井とし夫氏の経営セミナーを実施します

岩舟地区会では、本会及び岩舟町商工会の協力をいただき、平成27年2月4日(水)に酒井とし夫氏の経営セミナーを実施します。人気講師のため、半年以上も前から予定を打診し開催にこぎつきましたので、多く皆様にご参加いただければと思います。



その他、女性部員さんが講師の酒井とし夫氏 中心になって、「税に関する絵はがきコンクール」を実施。気持ちが伝わる作品が沢山出てくることを願います。

# 石橋

## 平成26年度 「税に関する標語」表彰式

小学6年生を対象とした「税に関する標語」事業を10月24日の審査会を経て11月6日に表彰式を行いました。



地区内小学校4校より216作品の応募があり、「税」に関して各家庭での関心が深いことがうかがえました。

今年は税務署長賞が復活し、審査会において厳選された優秀作品（栃木税務署長賞1名・下野市長賞1名・教育長賞1名・栃木法人会長賞1名・地区会長賞11名）を公共機関等に掲示していただき、住民の皆様へ税への関心と理解を深めて頂きました。

また、今年は第20回を記念し、長年本事業運営にご尽力頂いている各学校へ感謝状の贈呈を行いました。

今後も関係各位のご理解のもと、税に関する啓蒙活動を積極的に行ってまいります。

# 大平

## 税務研修会を開催



10月23日(木)に税務研修会を開催。松本俊樹税理士をお招きして1月から改正される相続税、贈与税についてご講演を頂いた。松本先生の実体験も交えた話しに参加者も熱心に聞き入っていた。また大平地区会の恒例事業、

11月にはボウリング大会、12月にはゴルフコンペを開催。たくさんの収穫を得て新年を迎えた大平地区会でした。



# 下野

## 税務研修会を開催

下野地区会では12月18日に税理士の松本俊樹先生を招き、「損をしない相続・贈与対策」と題した税務研修会を開催いたしました。平成27年1月1日より大きく改正される、相続税や贈与税について事例を交えながら分かりやすく解説していただきました。

また、1月15日には商工会との共催で、日大法学部教授の岩井奉信氏を招いての新春経済講演会も開催いたします。





## 壬生 産業まつりで法人会のPRと税の啓蒙活動

10月21日(火)女性部では、新橋演舞場にて「十月花形歌舞伎」を観劇いたしました。イヤホンから流れる解説を聞きながら市川猿之助演じる女形の早変わりや宙吊りなど、歌舞伎初心者にも見やすい内容に部員一同大満足し、親睦を深める良い1日となりました。



また、11月1日(土)には壬生町総合産業まつりに出展し、小学生や一般の方に下敷・エンピツ・小冊子を配布。法人会と税についてのPRを行いました。

当日はあいにくの天気でしたが、準備した小冊子が完配するなど、税に対する関心が高まっている事を実感した1日となりました。



## 野木 小学6年生に「下敷き」と「まんが本」を寄贈

野木地区会では「税を考える週間」に合わせ、租税教育の環境醸成と地域社会貢献を目的に租税教育用「下敷き」と「まんが本」を町内小学6年生全員に寄贈のため、11月10日に各小学校を訪問し校長先生に手渡しました。校長先生も租税教育の重要性を認識して



おられ、その一助となるこの取組を非常に喜んでいただき、有意義な事業となりました。

## 都賀 経営能力開発講習会開催

経営能力開発講習会「amazonがビジネスを変える」と題して、平成26年10月2日(木)午後2時から都賀町商工会館において開催された。環境変化への対応力向上を目指し、潜在的顧客数千万人を持つ、「アマゾン」を活用した販路開拓手法を学ぶセミナーであった。出席者は費用負担のリスクが最小限なので興味を持ち講習会後の質問も多数あり有意義な内容でした。



## 西方 整理収納セミナー開催

西方地区会では、12月19日に整理収納アドバイザーの大杉悦子氏を講師に迎え、「整理上手は商売上手」整理収納セミナーを開催しました。当日は15名の参加があり、整理を妨げる要因、整理収納を促進させる5つの鉄則（適正量の決定・行動導線になかった収納・使用頻度別収納法・グルーピングで無駄をなくす・定位置管理）などについて学びました。参加者は事業経営に於いていかに整理収納が重要かを再認識し、経営者及び従業員の意識改革につながる有意義なセミナーとなりました。



# 地方法人税が創設されました

平成 26 年 3 月 31 日に公布された「地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としています（裏面参照）ので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

## 地方法人税の概要

### (1) 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています。

### (2) 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{課税標準法人税額} &= \text{別表一(一)「4」欄} + \text{別表一(一)「5」欄} + \text{別表一(一)「7」欄} \\ &+ \text{別表一(一)「9」欄} + \text{別表一(一)「10の外書」欄} \end{aligned}$$

### (3) 税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に 4.4%の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税について外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができます。

### (4) 確定申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、課税標準法人税額がない場合であっても地方法人税確定申告書を提出する必要がありますので、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「0」と記載して提出してください。

(注 1) 法人税の納税義務のない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課される平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、地方法人税確定申告書を提出する必要はありません。

(注 2) 法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、地方法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

### (5) 中間申告

平成 27 年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。

平成 26 年 9 月  
国 税 庁

**地方法人税申告書の様式**

◎ 法人税申告書別表一(一)から別表一(三)までの各様式(以下「別表一(一)等」といいます。)の下部が地方法人税申告書となっています。

なお、別表一(一)等には、それぞれ次葉が設けられていますので、「法人税額」、「地方法人税額」及び「課税留保金額に係る地方法人税額」に記載する金額の計算や所定の項目の記載に当たっては、次葉を使用してください(別表一(一)等及び次葉の様式は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載しています。)

◎ 以下は、書面で提出していただく場合の別表一(一)です。

(注) 平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、地方法人税確定申告書の提出は不要ですので、法人税の申告の際は「平成26年4月1日以後終了事業年度分」の別表一(一)等をご使用ください。

◎ このリーフレットに関するご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

# 新会員のご紹介

〈平成26年7月～12月〉

ご加入ありがとうございます

地区会	会社名	住所	代表者名
栃木	(有) 釜 新	日ノ出町1-15	寺内 慎
〃	(有) S A N B I	梓町51	阿部一己信
〃	(株) リソースアーキテクト	旭町23-12	高橋 進
〃	(株) マガミ企画設計	平柳町2-12-43	高山 善樹
〃	(有) ウィン・ソウエイル	野中町659-11	永田 宏志
〃	オオアクエコプロダクト(株)	箱森町51-27-2	大阿久広行
〃	関東ハウジング(株)	境町19-17	長谷川 隆
〃	(有) 西田工務店	祝町2-13	西田 光則
小山	(株) 足利銀行小山東支店	駅東通り2-24-22	茂木 憲二
〃	(株) エ フ ラ イ ン	駅南町4-27-6	竹本 真誠
〃	穴蔵酒房料理処おおつか	中央町3-5-20 カーサロブレA103	大塚 武
〃	(株) エ イ ム	梁2333	生方 玉也
〃	アーケデザイン事務所	間々田1613-1 カーサルピナスB201	近田あゆみ
〃	(株) A c e	立木1323-4	木村 隆志
〃	ラーメンげんき	中央町3-5-20 カーサロブレ106号	塚田 忍
〃	(有) 北関東保険調査オフィス	栗宮2-2-14	立川 晴夫
〃	(同) ソーシャル・インフォナレッジ	下泉478-1	池田 貴光
〃	With-Plan(株)	西城南1-11-9 カーサビュー-I-102	大貫 嘉則
〃	Hopeful-Work(株)	神鳥谷3-8-23 オフィス・サンブライトC	谷澤 幸子
〃	重 建(株)	出井65	重田 和俊
〃	大 鐵 工 業(株)	出井1766-6	大島 祐二
〃	(株) リ ー プ	東城南5-3-2 コンフォート小山205号	木村 尚

地区会	会社名	住所	代表者名
小山	愛和美装興業(株)	飯塚1723-3	富山 博司
〃	(株) 落 合 電 設	鉢形441-5	落合 宣行
〃	(株) タカショウ建築事務所	西城南1-12-55	高松 守一
〃	(株) 中 島 商 店	神山2-11-33	中島 昇
藤岡	(株) 北関東パイオニア	曲ヶ島798-17	下田 昇
石橋	萬 屋	石橋570-1	小島 和吉
〃	鶴谷プロデュース(株)	上大領329-26	鶴谷 一郎
〃	(株) 高 山 建 材	上古山1350-2	高山 和久
大平	(株) マトマエレクトロニクス	下皆川778-1	大井 昌之
〃	(株) 一 貴	下皆川88	富田 忠一
〃	(株) リ ユ ウ シ ョ ウ	富田5-75	星川 具範
〃	(有) ワンズオートクラブ	横堀957-2	小林 秀光
〃	(株) A - T E A M	川連596-1	永岡 隆志
壬生	(株) エム・エフ・シー	大師町32-13	古内 正彦
〃	(株) 森 澤 実 業	壬生甲2022-4	森澤 文彦
〃	鯉 信(株)	下稲葉1543-2	鯉沼 信次
〃	(有) 小 平 技 建	国谷1085-1	小平 弘之
〃	丸 高 商 事(株)	幸町2-27-14	熊倉 真木
〃	大 蔵 商 業(株)	安塚2012-1	橋本 秀美
〃	(有) デ コ ハ ウ ス	壬生丁127-2	佐野 寛
野木	(株) エ ス イ ー シ ー	友沼4949-1 コーポ七本松201号	吉葉 斉
都賀	(株) 宅 祐 創 建	家中1695-3	森田 昇一

※当会ホームページ、機関誌による情報公開に同意された方を掲載しました。

# 税理士会コーナー

A君とB君は、相続税の改正の話をしています。

**A君**「相続税が改正になったね。これは、平成27年1月1日以後に亡くなった人の相続から適用されるよね。」

**B君**「まず、基礎控除額が引き下げられるのかな。」

**A君**「そうだね。今までは基礎控除が5,000万円と法定相続人一人当たり1,000万円だったね。」

**B君**「そうか。そうすると、今までだと、私の父が亡くなるとしたら、母と私と妹で8,000万円までは、父の財産に相続税がかからないのかな。」

**A君**「そうだね。でも、改正後は、基礎控除が6割になってしまい、3,000万円と、一人当たり600万円になってしまうから、B君の場合は4,800万円になるよね。改正前は、亡くなった人のうち、相続税がかかる人の割合は4%くらいだけど、改正後は、かなり増えるんじゃないかな。」

**B君**「なるほど。改正前なら安心できたけど、改正後では、基礎控除が引き下げられるため、私も相続税がかかるようになるかもしれないね。今のうちに、父の財産をもらっておかなきゃ。」

**A君**「でも、生きていうちに財産をもらうと、贈与税がかかるよ。」

**B君**「えー。では、どうしたらいいのかな。」

**A君**「生きていうちならば、年間110万円までの贈与は非課税なので、この制度を有効に利用するといいかもね。」

**B君**「それは、いいね。急いで父の財産を食いつぶさなきゃね。」

**A君**「それと、税率についても累進課税で、今までは最高税率が50%だったのに、平成27年からは最高税率55%になってしまうよ。」

**B君**「んー。相続税は増税になるのかなー。」

**A君**「そうだね。もし、B君のお父様が、1億円の財産を持っていた場合、今までならば、相続税は100万円だったけど、改正後は315万円になってしまうからね。」

**B君**「それは大きいね。でも、今回の改正でお得になる部分はないの。」

**A君**「そうだね。例えば、自宅の土地の評価は、お得になってるよ。これは、評価額を80%減額できるのだけど、今までは、それが240㎡まで

だったのが、広がって330㎡まで評価減ができることになったし、さらに、居住用と事業用の片方だけの適用から、今後は、両方の適用ができるようになったから、この部分は減税だね。」

**B君**「そうか。相続税を増やす部分と減らす部分があるのだね。」

**A君**「それと、贈与税についても、改正があり、相続時精算課税なんかも適用対象者の範囲が拡大されているから、これを適用することもいいかもしれないね。」

**B君**「あつ、それも聞いたことがある。父が亡くなる前に、財産を私に一律20%で移しちゃうのかな。」

**A君**「それは少し乱暴な言い方だけど、まあ、そんなところかな。財産2,500万円を超える部分に対して一律20%の税率で生前贈与をするものだね。ただ、贈与者が亡くなったときには、相続税の計算にこの部分を入れて計算し直さなければいけないのだよ。」

**B君**「そうか。手間はかかるのか。良いところと悪いところがあるのだね。でも、私の父は63歳なのだけど、確か65歳以上の人にしか適用できないと思ったけど。」

**A君**「よく知ってるね。これも、改正になって、適用対象者は60歳以上になってるよ。」

それに、今までは、受贈者の対象が20歳以上の子供だけだったものが、孫も対象になったよ。」

**B君**「そうか、ありがとう。将来、妹と財産分与のことで、もめそうだから、その前に相続時精算課税を使うのもいいかもしれないね。」

**A君**「B君、色々知ってるようだけど、本当に相続税がかかるほどの財産があるの？」

**B君**「いやいや、実は母が会社をやっていて、母の方が財産があるらしいんだ。」

**A君**「そうか。では、二次相続のことまで考えて対策をしなければいけないね。その場合、お母様の会社の株も評価されるけど、今ならば、株の納税猶予があるしね。財産があると大変だね。」

**B君**「なんか、複雑でわからないなー。でも、その時にはA君に相談しよう。ありがとう！」

## 中学生の「税についての作文」

栃木納税貯蓄組合連合会共催事業

## 小学生の「税に関する標語」

# 応募作品から1点に栃木法人会長賞を贈る

栃木法人会長賞  
「国を支える国民」

栃木市立藤岡第二中学校2年  
柴田大輝

今年、消費税が8%に上がりました。増税によって、多くの人の生活が圧迫されてきているように思います。歴史の授業でも、税や年貢に苦しむ人々の様子について学びました。しかし、本当に税金は人々を苦しめるだけのものだけでしょうか。

江戸時代、幕府や藩の財政は徐々に苦しくなっていました。第8代将軍徳川吉宗は、年貢を納める方法として定免法を導入し、農民は、豊作、凶作にかかわらず一定の年貢を要求されるようになりました。これにより、農民はますます質素な生活を強いられるようになりました。

しかし、享保の改革は農民の生活を苦しめたわけではありません。享保の改革によって財政は徐々に安定していきました。それによって国が支えられ、人々の生活も楽になったのではないのでしょうか。国民の生活を大きく支え、僕たちの生活は税金による援助があるからこそ安定した生活を送れると思います。

1783年には、さらに農民を苦しめる出来事が起こりました。天明のききんです。この年、田植えの時期に異常に冷え込むようになり、農作物はほとんど実りませんでした。関東東では、さらに浅間山の噴火により直射日光がさえぎられて大凶作となり、飢え死にする人も多数出てきました。

こんな状況の中、ある人物が農民を救おうとしました。二宮尊徳です。この人は、元々は農民でしたが役人になれば農業に関する政策を行って来ました。ききんの時にも尊徳はあらゆる対策を取りそれによって困難から国を立ち直してきました。しかし、立ち直ったのも二宮尊徳の力だけではありません。農民が必死に働いて米を納めてくれたからだと思えば農民と役人が、支え合ってきたから国が成り立っていったと思います。

今の日本は、二宮尊徳の時代と同じように経済的に厳しい状況が続いています。国の借金が膨らみ、その返済に苦しむとともに、少子高齢化が進み、税収が減るのに対し、支出は



「税に関する標語」表彰

栃木税務署長

佐藤あか音 石橋北小学校6年『税金で みんな笑顔の まちづくり』

下野市長賞

倉浪七虹美 石橋小学校6年『納税で 支える福祉 明るい未来』

教育長賞

須藤 美咲 古山小学校6年『税金は 未来のとびら 開けるかぎ』

栃木法人会長賞

倉井 来未 細谷小学校6年『税金は すてきな未来 支える』

ますます増えてきています。そのために今増税されました。そうやって将来のことをみすえて親の世代が負担してくれているんだなと思うと感謝しなければならぬと、これからは、しっかり税金を納めていきたいと思いました。

今、僕たちの生活は税金によってつづられています。江戸時代に農民の生活が二宮尊徳の努力によりつくられていったように、僕たちの生活も国によって支えられています。だからこそ、今後も僕たちは勉学に励み、将来僕たちの世代が日本を支えていけるようになりたいです。そして、全ての人々が日本という国を愛し、幸せな生活を送れるような国を創っていきたいです。

## エコライフ講座 第20回

### 環境問題と社会貢献

高校生に3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）の授業を行う際、事前に「可燃ごみをどれくらい排出しているか、またペットボトル飲料をどれくらい買っているか、など1週間調べよ」という宿題を出します。すると、ペットボトルについては、1人当たり1週間で10本近く買っている人から、2～3本の家庭まで様々でした。また可燃ごみでは1日1人当たりになると1kg以上の家庭から、200gほどの家庭までこれも様々でした。ごみ問題について授業をすると「減量に取り組む！」と言ってくれる生徒が多くいます。今まで自分が取っていた行動が環境への負担を大きくしていたということを知らなかったからです。

一方、一般消費者対象のアンケートで「環境活動を積極的に行っている企業の商品を買う」とする人は約56%というデータがあります。環境活動の一環として学校などへ環境の出前講座をやっている企業の方にお会いしたことがありますが、その企業はやはり一般的に評価が高く、社員自身の意識も非常に高いと感じました。環境問題に取り組むことは、自社・社員・消費者・地域にとっても良いことです。自社の得意とする分野で出前講座を含む社会貢献に積極的に取り組まれてはどうか。

〔特定非営利活動法人 栃木県環境カウンセラー協会 伊藤 延子〕